

地方の中学不登校生徒の現状と進路

—青森県と富山県でのインタビューを基にして—

松井 真由

目次

はじめに

1. 不登校とは何か
 1. 1 不登校の定義と不登校論の変遷
 1. 2 中学不登校生徒の全国的状況
2. 地域間格差とは何か
 2. 1 地域間格差の実態
 2. 1. 1 教育格差
 2. 1. 2 賃金・雇用格差
 2. 1. 3 その他の地域間格差
 2. 2 地方の定義
3. 青森県と富山県の中学不登校生徒の状況
 3. 1 インタビューの概要
 3. 1. 1 インタビュー対象の設定と適応指導教室の概要
 3. 1. 2 青森県 A 適応指導教室について
 3. 1. 3 富山県 B 適応指導教室について
 3. 2 地方の中学不登校生徒が置かれる環境
4. 青森県と富山県の中学不登校生徒の進路
 4. 1 高校進学
 4. 1. 1 どんな高校へ進学するのか
 4. 1. 2 高校を卒業して進学・就職する場合
 4. 1. 3 高校を中退する場合
 4. 2 就職
 4. 2. 1 早期離学者の就労形態と就労支援
 4. 2. 2 正規雇用への移行の難しさ
 4. 3 無業
5. 地方の中学不登校生徒の支援のあり方・改善策
 5. 1 居場所の確保
 5. 2 中学在学中から中学卒業後にわたる学習支援
 5. 3 家にこもる中学不登校生徒との繋がり
 5. 4 地方の中学不登校生徒が生きていくために

おわりに

参考・引用文献

図表

はじめに

富山県で生まれ育った私は、中学時代の不登校と高校中退を経験した。そのころの1番の悩みは「居場所がない」ということだった。不登校を否定する家族がいたため家には居づらく、外を歩けば近所の人のお話話が怖く、時間を潰せるような店や施設もなく、電車の駅も遠かった。幸いにも町に適応指導教室があったため、中学時代はそこで多くの時間を過ごした。高校中退後、高等学校卒業程度認定試験や大学受験のために勉強をしたが、勉強場所を探すのにも苦労した。学校という所属を持たない人間の居場所はないことを痛感した。親戚や友人の家を転々として、何とか勉強を続けた。その後大学に入学し、不登校に関する文献を読んだり不登校経験がある生徒を多く受け入れている高校でアルバイトを始めたりしてから、東京にあるフリースクールやサポート校、元不登校の生徒を受け入れる高校の多さ、学校や塾の幅広さなど都市ならではの多様な支援や居場所があることを知り衝撃を受けた。不登校でも多くの選択肢があることに感銘を受けると同時に、「私の苦しみはなんだったのか」とも感じた。そんな複雑な思いが本稿の出発点である。

社会的に弱い立場であると考えられる中学不登校生徒は、地方という環境によって余計に困難を背負っているのではないかという問題意識のもと、「不登校」と「地域間格差」を重ね合わせて考え、これまで不可視化されてきた事実をあぶり出すことが本稿の大きな目的である。具体的な目的は、地方の中学不登校生徒が置かれている状況を明らかにし、その先の進路まで検討すること、そして現状を改善するために必要な策を探ることである。

不登校が多く発生するのは中学生の段階であることから、本稿では中学生に限定して研究を行う。地方の中学不登校生徒に関する情報を得るために、青森県と富山県の適応指導教室で職員へのインタビューを行い、それぞれの適応指導教室やその通室者の状況について分析する。ただ、インタビューから得た情報はあくまで青森県と富山県における事例にすぎず、本稿が「地方の不登校」すべてを網羅できているわけではないことには注意いただきたい。

本稿は5章構成となっている。1章では不登校の基礎知識を確認し、2017年度の不登校に関する統計値を見ていく。2章では地域間格差について、特に不登校や若者に関係の深い格差を取り上げ、地方の子どもや若者がどういった環境にあるのかを把握する。3章ではインタビューを基に適応指導教室やその通室者の概況をまとめ、そこで得られた知見を参考に地方の中学不登校生徒が直面する困難について分析する。4章ではインタビューにより得たデータと文献から地方の中学不登校生徒の中学卒業後の進路を参照し、高校進学や就職などのその後の歩みについて考える。5章では、3章と4章で明らかにした地方の中学不登校生徒の現状をいかに改善するか、どういった方策が有効かを検討する。

1. 不登校とは何か

本章では、本稿の主題である「不登校」の基礎知識とデータを扱う。まず1節で本稿に

おける不登校の定義と、不登校の発見から今日に至るまでの変遷を述べる。2 節では文部科学省による不登校に関する最新調査を参照し、中学不登校生徒の現状をまとめる。

1. 1 不登校の定義と不登校論の変遷

「学校に行かない子ども」を指し示す語には「不登校」や「登校拒否」がある。また、不登校研究が始まったころは「学校恐怖症」の語が一般的であった。しかしそれぞれの語の定義は使用者や状況によって異なり、統一されてこなかった。(朝倉 1995)貴戸(2004:20)によると、「日本では『登校拒否』(school refusal)の語が一般的に使用されてきたが、1990年代初めを境に『不登校』が使われ始め、文部省は 1998 年、学校基本調査における欠席理由の項目にそれまでの『学校ざらい』に替えて『不登校』の語を公式に用いるようになった」という。「登校拒否」と呼ばれていたものが「不登校」の語に変化して定着し、今日に至ると考えてよいだろう。以下、本稿では「不登校」の語を使用する。

また本稿では、文部科学省が毎年行っている不登校児童生徒に関する調査で用いられている不登校の定義を採用する。その理由は、筆者の問題意識に「不登校生徒の進路」があり、これを考える際には、進路の検討が行われる場である学校で使用されており、かつ欠席日数に関しても言及のある文科省による定義を用いることが適当だと考えたためである。その定義は以下の通りである。

「不登校」とは、年度間に連続または断続して 30 日以上欠席した児童生徒のうち、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者（ただし、「病気」や「経済的理由」による者を除く。）をいう¹。

不登校についての本格的な研究の起源は、イギリスのブロードウィン(Broadwin,1932)やアメリカのジョンソンら(Johnson,Falstein,Szurek,and Svendsen,1941)に求められることが多い。(内田 2006)(保坂 2000)ブロードウィンは子どもの中に怠けによる欠席とは異なる神経症的症状を持つ者がいると指摘した。それを受けたジョンソンらは、大きな不安があって学校を欠席する子どもに対し、情緒障害の 1 つとして「学校恐怖症」(school phobia)と名付けた。日本では、佐藤(1959)による「神経症的登校拒否」の研究報告や、鷲見・玉井・小林(1960)による「学校恐怖症」についての論文から不登校研究が始まった。(相馬 2007)

不登校の発見から今日に至るまで、行政の対応は様々な展開を見せている。貴戸(2004:45-54)によると、文部科学省の不登校に対する認識・対応の変化は主に 3 期に分けられる。1980 年代までの第 1 期は、不登校を「本人や親の異常な性格傾向が原因」とし、登校を強制した時期である。当時の臨床現場の意見を取り入れ、不登校を治療や矯正の対象とみなした。しかしその対策とは裏腹に、不登校者数は 1980 年代を通じて増加し続け

¹ 『平成 29 年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について(その 2)』文部科学省,http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/30/10/1410392.htm (2018/12/05)

た。1992年から2002年までの第2期では、不登校はどの子にも起こりうるという認識への転換が起きた。文部省(現 文部科学省)は第1期の「不登校になりやすい性格傾向」を否定し、登校強制ではなく見守る姿勢や早期発見・早期対応を重視した。この不登校の認識転換に伴い、適応指導教室の整備や1998年のスクーリング・サポート・プログラム(SSP)、SSPを発展させた2002年のスクーリング・サポート・ネットワーク(SSN)²などの施策が開始された。2002年からの第3期は、第2期での「見守る」姿勢に加えて「関わる」姿勢の必要性や、不登校は「心の問題だけではなく進路の問題でもある」という認識を示した時期である。このころ、不登校からひきこもりにつながるケースの問題化や、若年層の就職難があり、不登校と進路が結び付けられて考えられるようになった。

それ以降の文部科学省の不登校に関する認識・対応は以下の通りである。2007年には、関係機関との連携の強化・ネットワークの構築や連携を利用した早期対応を軸とした「問題を抱える子ども等の自立支援事業」³が開始された。そして2017年には「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」⁴(通称 教育機会確保法)が施行された。この法律では、不登校児童生徒に対して「休養が必要な場合があること」や「学校以外の多様で適切な学習活動の重要性」を認め、「個々の状況に応じた学習活動等が行われるよう支援を充実する」ことを指針としている⁵。これまで学校復帰を常に掲げてきた文部科学省が「学校を休むこと」と「学校外の教育の場」を容認したという点で、この法律は大きな意味を持つ。

1. 2 中学不登校生徒の全国的状況

「平成29年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」¹によると、2017年度における中学不登校生徒数は108,999人であり、これは中学生全体の約3.2%にあたる。ここ5年、中学生数が減少する一方で中学不登校生徒は増加している。都道府県別の中学不登校生徒の出現率では、一番出現率が高いのは宮城県(1000人あたり43.0人)、一番低いのは富山県(1000人あたり22.3人)である。都道府県ごとの差はあるものの、都市/地方による大きな差は見られない。これは、年々不登校出現率と都市度との相関は弱くなる傾向にあり、1990年代以降は「都市型府県で出現率が高く、地方県で低い」とは言えなくなっているという指摘(濱野 2002b:226)とも合致する。不登校は全国どこにでも存在する現象と言えるだろう。

² 不登校児童生徒へのよりきめ細かい支援を行うため、教員や教育支援センター指導員の研修、家庭への訪問指導などを行う事業。(相馬 2007)

³ 『問題を抱える子ども等の自立支援事業』文部科学省,http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/046/shiryo/attach/1376331.htm (2018/12/05)

⁴ 『義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律(平成28年法律第105号)』文部科学省,http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1380960.htm (2018/12/05)

⁵ 『義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針』文部科学省,http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/_icsFiles/afieldfile/2017/04/17/1384371_1.pdf (2018/12/05)

学内外の機関の支援(適応指導教室、児童相談所、病院、民間団体、スクールカウンセラーなど)を受けた中学不登校生徒は 82,246 人(中学不登校生徒のうち約 75%)、そのうち一番利用された機関は適応指導教室で、13,631 人(約 13%)が利用している。近年広がりを見せている民間団体・民間施設の利用者は 2,137 人で、全体のわずか 2%しか利用していない。民間団体利用の少なさについては、民間団体の数が足りないこと、民間団体利用にかかる費用負担の重さ、民間団体を利用する心理的ハードルの高さの 3 点が挙げられている⁶。

このように何らかの支援を受けている者がいる一方で、約 25%の中学不登校生徒が何の支援機関も利用していない。この理由には、家にこもっており外出が困難な状態にある、支援機関を利用することに抵抗がある、近くに利用したい支援機関がない、などが考えられる。どんな事情があるにせよ、支援を必要とする中学不登校生徒をしかるべき機関へ繋げられるような環境を整える必要がある。

2. 地域間格差とは何か

近年の日本では、「雇用」や「教育」、「住居」、「社会保障などの行政サービス」といった様々な分野における地域間の差異が注目され始めており、都道府県間や市町村間といった地域の間での格差の実態に関する分析が蓄積されつつある。(橘木・浦川 2012:1)本章 1 節では、それらの地域間格差の中から不登校や地方の若者に関係の深い格差を取り上げる。2 節では本稿における「地方」の定義を述べる。

2. 1 地域間格差の実態

2. 1. 1 教育格差

1960 年ごろまでは日本では地域間の学力格差が大きな問題として捉えられていたが、文部省が格差是正のための取り組みを行った結果、現代では地域と子どもの学力の相関はほとんどみられない。(橘木 2010:120-122)都市度と学力の相関が弱まっているということである。2018 年度の全国学力・学習状況調査⁷の結果からもそれが確認できる。中学 3 年生を対象にした国語 A の都道府県別正答率の順位では、1 位が秋田県、2 位が同率で石川県と福井県、45 位が同率で滋賀県と大阪府、47 位が沖縄県であった⁸。その他の科目や小学 6 年生の結果でも、都市度が高いほど正答率も高いという傾向は特に見られなかった。学

⁶『不登校のほとんどがフリースクールに通わない 3 つの理由』AERAdot.,<https://dot.asahi.com/dot/2017062100075.html?page=2> (2018/12/05)

⁷『教育課程研究センター「学力・学習状況調査」』国立教育政策研究所,<http://www.nier.go.jp/kaihatsu/zenkokugakuryoku.html> (2018/12/05)

⁸『平成 30 年度全国学力・学習状況調査 実施概況』国立教育政策研究所,http://www.nier.go.jp/18chousakekkahoukoku/factsheet/18prefecture-City/18m_101.pdf (2018/12/05)

力調査の結果を見る限りでは、都市度は学力に関係していないと推測される⁹。では大学進学率はどうか。2018年度の都道府県別大学等¹⁰現役進学率の1位から3位は京都府(65.9%)、東京都(64.7%)、神奈川県(61.0%)であり、45位から47位は山口県(44.1%)、鳥取県(43.4%)、沖縄県(39.7%)である¹¹。上位には関東、中部、近畿などの日本の中心部に位置する県が多く、下位には九州、東北などの日本の周縁部に位置する県が多い。

以上の結果から、学力には大きな地域差は見られないが、高等教育機会においては都市部とそれ以外の地域、特に東北・九州との差が大きいことが分かった。つまり、大学などへの進学が可能な学力を持っていたとしても、地方ではそれが進学につながるわけではない。その理由としては、「希望する高等教育機関が通学可能な範囲にあるか」が大きいだろう。希望進学先が近くになれば自宅外通学をする必要があるが、その場合生活費が余分にかかる。大学生の自宅通学与自宅外通学の学生生活費(学費と生活費の合計)には年間約60万円の差があるという調査結果¹²からもわかるように、自宅外通学をするということは大きな金銭的負担を意味し、それは高等教育機会に乏しい地域の者に地域移動を伴う進学を踏みとどまらせる。

子どもにとって、「地域の教育機会は自己責任が及ばない生得的境遇」(佐々木 2006:303)である。地域によって教育機会に差があるということは達成される学歴にも差が出るということであり、その後のキャリアや収入にも影響を及ぼすことを考えると、地域間の教育機会格差の縮小は喫緊の課題である。

2. 1. 2 賃金・雇用格差

最低賃金(2018年10月改定)が高い上位5府県は、東京都(985円)、神奈川県(983円)、大阪府(936円)、埼玉県・愛知県(898円)である。下位10県は、鹿児島県(761円)、青森県・岩手県・秋田県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・沖縄県(762円)である¹³。上位県はみな三大都市圏に位置しており、下位県は東北と九州に集中している。

地方の若者を対象にした調査を参照すると、その実態の厳しさが浮かび上がってくる。岩手県・山形県・大分県・宮崎県で19歳から44歳の者を対象に行った調査では、対象者の月収は手取り10~15万円に集中していた。正規雇用・非正規雇用問わずワーキングプア状態にあり、親元から自立できず結婚もできない状況にある。(阿部 2017)また、特に雇用状況が厳しいと言われる青森県では、高卒求人ではボーナスがないのが当たり前で、大学新卒求人では正規雇用であっても初任給14万円台も普通であるという。(労働政策研究・研修機構 2015)

⁹ ここには私立・国立校の結果は含まれていないため、私立・国立校が多い地域の実態とは違いがあることに注意が必要である。

¹⁰ 「大学等」とは、大学の学部、短期大学の本科、大学・短期大学の通信教育部、大学・短期大学の別科、高等学校等の専攻科を指す。

¹¹ 『学校基本調査—平成30年度結果の概要—』文部科学省,http://www.mext.go.jp/component/b_menu/other/_icsFiles/afieldfile/2018/08/02/1407449_2.pdf (2018/12/05)

¹² 『平成28年度学生生活調査結果』日本学生支援機構,https://www.jasso.go.jp/about/statistics/gakusei_chosa/_icsFiles/afieldfile/2018/06/01/data16_all.pdf (2018/12/05)

¹³ 『地域別最低賃金の全国一覧』厚生労働省,https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/minimumchiran/ (2018/12/05)

2018年8月の有効求人倍率¹⁴を見ると(表2-1)、雇用状況の良い北陸・東海・中国と比べて北海道・東北・四国・九州の数値が低い。ただ、2016年8月の有効求人倍率¹⁵と比べると全ブロックで数値が上昇しており、景気の回復が全国に影響をもたらしていると考えられる。しかし数値の伸び率においては、もともと数値の高かった地域の伸び率が0.35ポイント前後と大きい一方で、数値の低かった地域の伸び率は0.13ポイントから0.24ポイントと小さい¹⁶。景気回復による恩恵を大きく受ける地域とそうでない地域が存在し、そこには就業機会における格差があると言える。

このような地方における求人の少なさに関連して、地方には魅力的な仕事といったら公務員か教師くらいしかないという声が多い(阿部 2017:282)(轡田 2017:67)。つまり、地方には本来大卒者が従事するような専門性の高い仕事が少ないということである。これにより大卒者の一部が従来の高卒就職に流れ込み(轡田 2011)、大卒者と高卒者が少ないパイを奪い合うこととなり、高卒就職層が不利な立場になっている。その結果、就きたい仕事がない大卒者や求人の少なさに直面した高卒者は、地域移動を強いられることとなる。しかし、都市での就職活動にかかる費用を負担できずに都市への移動を諦めている若者が一定数いることが確認されている。(李・石黒 2008)

求人が少なく仕事の種類も限られる地域では、他の地域で自分の希望する仕事を探さなければならない。しかし地域移動には費用がかかり、低い賃金ではそれを賄うことができず、結局その地域に残らざるを得ないという事情がある。

2. 1. 3 その他の地域間格差

本項では、これまで述べてきた「教育」や「労働」以外の「機会の地域間格差」についてまとめる。

内田・長谷川・上地(2017)によると、公共図書館の設置やそのサービスにも地域間格差があるという。公共図書館の設置率は市区が99.0%、町村部が56.2%であり、そこには約40%の差がある。また、公共図書館が設置されていたとしても蔵書の利用や専任司書数などサービス内容における自治体間格差が大きく、これには自治体の財政力や教育方針が関係している。図書館は本やインターネットによる情報提供機能や居場所提供機能などを持つ。しかし町村部の半数には図書館がなく、住民はそのメリットを享受できていないのである。

海外旅行経験についても大きな地域間格差が確認される。2016年における過去1年間の15歳から24歳の海外旅行経験率は、1位が東京都(18.2%)、47位は青森県(2.1%)であり¹⁷、東京都は青森県の約9倍の値である。上位県の多くは都市部に位置していることから、国際空港へのアクセシビリティや経済的要因が理由として指摘されている。大学受験

¹⁴ 『一般職業紹介状況(平成30年8月分)』厚生労働省,<https://www.mhlw.go.jp/content/11602000/000358751.pdf> (2018/12/05)

¹⁵ 『一般職業紹介状況(平成28年8月分)』厚生労働省,<https://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-11602000-Shokugyouanteikyoku-Koyouseisakuka/0000137407.pdf> (2018/12/05)

¹⁶ このような傾向は、久世(2011)も指摘している。

¹⁷ 『海外旅行格差から見える日本の深い分断』ニューズウィーク日本版,<https://www.newsweekjapan.jp/stories/world/2017/08/post-8171.php> (2018/12/05)

では入試改革による調査書の重視が予定されており¹⁸、就職活動では履歴書や面接でグローバルな経験が求められることも多い。これから先ますます「経験」というものが重視されるようになる中、海外経験の有無に関する地域間格差はもっと注目されるべき事項である。

自家用車の1世帯当たり保有台数を見ると、1位から3位が福井県、富山県、山形県、45位から47位が神奈川県、大阪府、東京都という結果である¹⁹。上位の県であるほど車を移動手段の中心とした生活を送っていると推測されるが、それは、子どもなどの自動車運転免許を持たない(持てない)者は公共交通機関を利用するか誰かに車で送迎してもらわなければならないことを意味する。しかし、地方の公共交通機関は料金の高さや運行本数の少なさなどの問題があるし、そもそも公共交通機関までのアクセスが難しい場合もある。そうすると車を運転できる者に頼るのが現実的な方法になる。つまり車社会である地域では、子どもや高齢者はより人に頼って生活をしなければならず、自由な移動・外出が難しいのである。このような移動に困難を伴う住民は、そうでない住民に比べてQOL(Quality Of Life)が低いことが指摘されており(渡邊 2012)、移動手段の確保は利便性のみならず生活の満足度にも関係する課題である。

2. 2 地方の定義

地方の定義は論者によって様々であり明確な定義は存在しない。今回は、人口流入出に着目した杉浦(2012)と石井(2017)、大学の立地に着目した朴澤(2017)を参考にして、三大都市圏に位置する東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県・愛知県・京都府・大阪府・兵庫県に加え、宮城県・広島県・福岡県の11都府県を「都市」と定義する。そして「都市」に該当しない36道県をすべて「地方」と定義する。この定義には市区町村ごとの差異を捨象してしまうという欠点がある。「都市」とする都府県の中にも諸島部や山間地域はあり、その環境は様々である。しかし、「地域の個別性に過度にこだわり過ぎると、ある程度一般化した知見が得られなくなる」(轡田 2017:57)ことや、各地域を仔細に検討して「地方」を定義づけることは本稿の主題からは逸れることから、今回はこの定義を用いることとする。

3. 青森県と富山県の中学不登校生徒の状況

本章1節では青森県と富山県の適応指導教室で行ったインタビューから得た情報を、それぞれの適応指導教室の概要とそこで行われる不登校支援に重点を置いてまとめる。そし

¹⁸ 『平成33年度大学入学者選抜実施要項の見直しに係る予告の改正について』文部科学省,http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2018/11/06/1397731_03.pdf (2018/12/05)

¹⁹ 『都道府県別の自家用乗用車普及状況(平成29年)』自動車検査登録情報協会,<https://www.aria.or.jp/publish/file/r5c6pv000000g7xt-att/r5c6pv000000g7y8.pdf> (2018/12/05)

て2節ではそのデータも参考にして、これまで注目されることのなかった、地方の中学不登校生徒が直面する生活上・進路上の困難を明らかにする。

3. 1 インタビューの概要

ここで扱うインタビューは、2018年8月1日に青森県のA市にある適応指導教室(以下A適応指導教室と表記)で行ったものと、2018年9月6日に富山県のB町にある適応指導教室(以下B適応指導教室と表記)で行ったものである。どちらも職員1名を対象に、事前に質問をメールで送付し、当日適宜質問を加える半構造化インタビューの形式で実施した。

3. 1. 1 インタビュー対象の設定と適応指導教室の概要

青森県と富山県をインタビュー先として選んだのは、地方にあたる道県の中から異なる環境を持った県を選ぶことが適当と考えたためである。大きな違いは産業構造で、青森県は産業の中心がサービス業で、労働力需要が小さい一方、富山県の産業の中心は製造業で、労働力需要が大きい。(久世 2011)また、東北に位置する青森県と北陸に位置する富山県という地理環境の違いもある。労働に関する環境が違えば就職する際の選択も違ってくであろうし、保護者などの家族の働き方も異なるはずだ。地理環境が違えば、就職や進学に伴う地域移動にも違いが出る。このような違いを考慮して青森県と富山県を選んだ。そして適応指導教室をインタビュー対象としたのは、地方では不登校支援機関の中心は適応指導教室であることから、その地域の不登校に関する情報が一番多く集積されているのは適応指導教室と判断したためである。

ここで、適応指導教室とはどういった施設なのかを確認する。適応指導教室の定義は以下の通りである。

「教育支援センター(適応指導教室)」とは、不登校児童生徒等に対する指導を行うために教育委員会が、教育センター等学校以外の場所や学校の余裕教室等において、学校生活への復帰を支援するため、児童生徒の在籍校と連携をとりつつ、個別カウンセリング、集団での指導、教科指導等を組織的、計画的に行う組織として設置したものをいう。なお、教育相談室のように単に相談を行うだけの施設は含まない²⁰。

簡単に言えば、不登校児童生徒が学校の代わりに任意で通うのが適応指導教室である。開室日や時間に明確な決まりはなく、施設による違いはあるが、多くの適応指導教室では学校と同じように月曜から金曜の日中に開室され、学校が長期休みの時期は適応指導教室も閉室となる。受け入れ対象は小・中学生であることが多い。適応指導教室に通う際の手続きは、教育委員会によって多少の違いはあるものの、おおむね以下の手順を踏むこととなる。まず、不登校児童生徒本人や保護者が適応指導教室を見学する。見学後、通所を希望する場合は保護者が在籍校へ申請書を提出し、在籍校や教育委員会の許可を得ることで

²⁰ 『H28 問題行動・不登校等調査 調査票』総務省,http://www.soumu.go.jp/main_content/000498532.pdf (2018/12/05)

通室が可能となる。通室のペースは人によって異なり、学校のように週 5 日通室する者や気分や都合によって学校と適応指導教室を通い分ける者、適応指導教室で行事があるときだけ参加する者など様々である。

2004 年に文科省が「適応指導教室」の代わりに「教育支援センター」という名称を使用しはじめ、それ以降「教育支援センター」の名称使用が増えているが、地方ではまだ「適応指導教室」と呼ぶことが多い(花井 2007)。そのため、本稿では「適応指導教室」と表記する。

3. 1. 2 青森県 A 適応指導教室について

A 適応指導教室は青森県総合学校教育センター内にある。管轄は青森県であるため、青森県全体の児童生徒を対象とする施設であるが、通室生のほとんどは A 市に住む児童生徒である。青森県総合学校教育センターでは通室生とその保護者向けに無料送迎ジャンボタクシーを運行しており、青森駅から総合学校教育センターへの往路が午前 1 本、総合学校教育センターから青森駅への復路が午後 1 本ある。青森駅からは青森市営バスも運行しており、青森駅までのアクセスができれば 1 人での通室が可能となっている。現在の通室生の主な通室手段は、ジャンボタクシー、保護者による送迎、自転車の 3 つがあり、それぞれほぼ同じ割合である。A 適応指導教室は小学生・中学生・高校生を対象としているが、継続的に通室している在籍生(10 名ほど)のほとんどを中学生が占めている。電話相談や面談も行っているが、そちらもほとんどが中学生もしくは中学生の子を持つ保護者による利用だという。

A 適応指導教室では月曜日から金曜日までカリキュラムが組まれている。通室生は 1 日のカリキュラムに沿って「学びタイム」や「スポーツタイム」、「創作活動」などを皆で行うこととなっている。A 適応指導教室内には「集いの部屋」「ふれあいの部屋」「プレイルーム」など部屋が複数あり、目的に応じ使い分けている。水曜日のみ「チャレンジ登校日」と設定されており、登校可能な通室生は学校へ行く。全体として学校に近いシステムで運営されている印象であった。実際に、A 適応指導教室の職員の間でも「学校復帰」が共通認識であるという。そのため学校との連携を積極的に行っている。年に 3 回通室生の学校の担任教師との連絡会を行い、情報交換をすることを重視している。また、通室生の保護者に関しては年に 4 回「親の集い」を行い、親同士の交流の場を設けたり、精神科医との個別相談ができる機会を作ったりしている。A 適応指導教室の特徴の 1 つは支援者の多様性が豊かであることで、元教員、大学生、主婦、大学教授など様々なバックグラウンドを持った人が携わっている。

2018 年度に初めて A 市にフリースクールが設立されたり、不登校支援を行う上での官民共同の情報交換の場が設けられたりと、青森県全体として「これからは行政と民間で協力していこう」という動きはある。しかし行政としては、民間との連携に対して慎重な姿勢である。その根幹には不登校に対する考え方の違いがある。民間の支援機関は学校批判の色が強い場合があるが、行政は基本的に不登校児童生徒に学校復帰を求める側であり、その考え方の違いが連携にあたっての課題となるようだ。

3. 1. 3 富山県B適応指導教室について

B適応指導教室は富山県B町にある施設で、B町の教育センターとは別の場所に設置されている。人通りの少ない場所にあり、通室生は人目を気にせず過ごすことができる。その反面、公共交通機関によるアクセスは難しい。B町の主要な鉄道駅であるB駅からは離れていることや、B適応指導教室の最寄りバス停に停まる町営バスの路線は限られていて、本数も1日に5本しかないことから、自転車か保護者の送迎による通室がほとんどである。B適応指導教室は小学生と中学生を受け入れ対象としており、現在の継続的な通室者は小・中学生合わせて4名である。

B適応指導教室には決まったカリキュラムはなく各自が自由に活動している。以前は勉強をする雰囲気強い時期があったが、現在はそこまで勉強することを強制していない。学校復帰を志向する場というよりは、人とつながる場、社会とつながる窓口であることを重視しているという。B適応指導教室内には3つ部屋があり、通室生は基本的には指導員がいる部屋で過ごす。1人になりたい場合などは別の部屋で過ごす。以前は曜日によっては指導員1名で対応していたが、指導員2名体制となったのがきっかけで皆で外出する行事が増えた。また、通室生の在籍校であるB中学校の2018年現在の校長が不登校に理解があり、B適応指導教室へのこまめな訪問などをして通室生と交流しているという。

他機関との連携については、B町教育センターとは普段は連絡を取ることはない。学期に1度開催される相談会²¹の際に通室生などの情報を交換する。先日、B町教育センターの提案で、B町教育センター職員、B中学校カウンセリング指導員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、B適応指導教室の指導員が集まり、初めてケース会議を行った。B町における不登校児童生徒の状況やこの先どうしていくべきかなどについて話し合い、これからも定期的に行うこととなっている。不登校支援の民間機関はB町にはなく、周辺の市町村にもほとんどない。ただ、「富山型デイサービス」²²という高齢者から障害者、幼児、不登校児童生徒まで全世代のあらゆる人が集まる居場所が隣町にあり、夏休みにそこでボランティアとして活動したB適応指導教室の通室生がいる。今後、居場所の1つとして期待できる。

3. 2 地方の中学不登校生徒が置かれる環境

地方の不登校児童生徒にとって、最初に直面する困難は「支援機関の少なさ」であろう。不登校を対象とした支援機関として考えられるのは、行政が設置する適応指導教室と民間団体が設置するフリースクールの2つである。本山(2011)は適応指導教室とフリースクールの設置数について集計・分析している。それによると、全都道府県に適応指導教室とフリースクールの両方が少なくとも1か所以上は設置されている。ただし地方にはフリースクールが1つしかない県もあり、フリースクールは都市に集中して設置されているのが実情である。例えば、青森県には適応指導教室が13か所とフリースクールが3か所あり、

²¹ 相談会とは、B中学校のスクールカウンセラー、B中学校のカウンセリング指導員、B町教育センターの指導主事、B適応指導教室の指導員3名と保護者が話をする会である。

²² 『富山型デイサービスとは』とやまの地域共生,<http://www.toyama-kyosei.jp/service/> (2018/12/05)

富山県には適応指導教室が 16 か所とフリースクールが 5 か所あるが、青森県には 40 自治体、富山県には 15 自治体あることを考えると、特に青森県において不登校支援機関が不足していることが推測される。市区町村レベルの設置状況では、適応指導教室とフリースクールのどちらも設置されていない地域が 44.2%(772 自治体)も存在することが確認できる。その 772 の市区町村のうち、約 91%にあたる 701 自治体が町村である。

このような不登校支援機関に乏しい地域の存在に、2 章 1 節 3 項で述べた、公共図書館がない地域の存在も加味すると、不登校児童生徒が利用できる施設に乏しい地域が相当数あることが分かる。不登校児童生徒が利用できる施設が一切ないという環境では、不登校児童生徒は家しか居場所がなくなる。アクセスできる範囲内に 1 つしか適応指導教室のような不登校支援機関がない場合も、その支援機関の雰囲気やシステムが合わなければ通うことが難しくなり、行く場所はなくなるのである。A 適応指導教室と B 適応指導教室の概要から分かるように、様々なタイプの適応指導教室が存在し(花井 2007)、これは民間の支援機関でも同様である。そうすると家にひきこもらざるを得ない状況になるのだが、不登校児童生徒にとっては決して家庭も居心地の良い空間ではない。(中川 2006)本人自身が不登校という状態を不安に思っていたり、どうしたらよいか分からずにいたりする場合がある。その上家族からも不登校を否定されれば、その不登校児童生徒は誰からも受け入れられないまま孤独を深めることとなる。また、ずっと家にいる状態では社会との繋がりも希薄になり、学校復帰などの行動を起こす際のハードルが高くなってしまふ。学校や家以外の居場所を持つことは社会生活を送る中で非常に重要であり、不登校児童生徒がその居場所を持てるように地域や周囲の大人が動いていくことが求められる。

「居場所の欠如」と同時に、支援機関の少なさは「学習支援機会の欠如」にも直結する。適応指導教室と民間の不登校支援機関のどちらにおいてもほとんどの施設が学習支援を行っているが²³²⁴、近くに支援機関がなければこの機会も享受できない。特に中学不登校生徒にとって、この機会の損失は大きい。学習支援を満足に受けられなかったことで適切な学力が身につかず、学校復帰がしにくくなったり、後々の不本意な進路選択へ繋がってしまったりする場合がある。地方の不登校児童生徒は居場所も学習の場も持てない状況になりやすいと考えられる。

そして、支援機関があつたとしてもそれを十分に利用できるかという問題がある。地方における支援機関へのアクセスは、自家用車の普及率が高いことや A 適応指導教室と B 適応指導教室どちらにおいても保護者の送迎で通室する者が一定数いたことから、保護者による送迎が有力な手段と推測される。青森県や富山県は冬には積雪のある地域であり、自家用車で移動がより重視されるだろう。しかし、保護者の働き方や家族構成などの家庭環境によっては支援機関への送迎が難しい場合もある。関山(2018)が行った鹿児島県の適

²³ 『教育支援センター(適応指導教室)に関する実態調査』文部科学省,http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/_icsFiles/afieldfile/2017/11/06/1397806_1.pdf#search=%27%E6%95%99%E8%82%B2%E6%94%AF%E6%8F%B4%E3%82%BB%E3%83%B3%E3%82%BF%E3%83%BC%E3%81%AB%E9%96%A2%E3%81%99%E3%82%8B%E5%AE%9F%E6%85%8B%E8%AA%BF%E6%9F%BB%27 (2018/12/05)

²⁴ 『小・中学校に通っていない義務教育段階の子供が通う民間の団体・施設に関する調査』文部科学省,http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tyousa/_icsFiles/afieldfile/2015/08/05/1360614_02.pdf (2018/12/05)

応指導教室への質問紙調査では、回答を得られた 18 の施設のうち 10 施設(56%)が「子どもが通室するための交通手段が乏しい」という質問項目に「はい」と答えており、地方の不登校支援機関では交通手段の確保が課題の 1 つであることが窺われる。地方では居場所の数や種類が限られているからこそ、その居場所を確実に利用できることが不登校児童生徒にとって非常に重要である。こういった支援機関の利用以前の問題があることを認識し、そのフォローを行っていくことが必要である。

「不登校」をめぐる価値観の地域差については、濱野(2002b)が興味深い分析を行っている。濱野は、国立教育研究所が行った「学校観に関する調査研究」²⁵の結果から、当該地域の年齢別人口構成において高齢者の占める割合が高ければ高いほど登校規範の在り方は強くなると考えられ、高齢者人口は一般に都市度が低い地域で高いことから、「都市度が低いほど登校規範が強い」(濱野 2002b:236)と結論付けた。つまり、地方のほうが不登校を否定的に捉える意識が強いのである。また、辻(2016)が行った東京都杉並区と愛媛県松山市に住む 20 歳の者を対象とした意識調査では、他者との「差異化志向(自分らしさを出すことが好き)」は東京都のほうが割合が高く、「同調志向(他人と同じことをしていると安心)」は愛媛県のほうが高かった。若い世代においても、地方のほうが保守的な価値観を持っていると言えよう。井手(2018)は、富山県やその住民が持つ「相互監視の共同体秩序」(井手 2018:72)的性格や勤労への義務意識の強さを指摘している。インタビューにおいても、A 適応指導教室と B 適応指導教室の両方で「地方の保守的価値観はある」という回答があった。これらを総合すると、地方においては生活の様々な場面で保守的価値観が共有されており、それは不登校についても例外ではない。登校しないことへの否定的なまなざしは地方の不登校児童生徒により強く注がれていると考えられる。

最後に、高校受験制度の違いにも触れておきたい。高校受験では、基本的に調査書と筆記試験の点数を選考に使用する。その選考方法は都道府県ごとに違いがある。例えば、青森県の公立高校一般入試では筆記試験の点数を 500 点満点、調査書を 135 点満点に換算し選考を行う²⁶。つまり調査書よりも筆記試験のほうが配点が高い。また、調査書には欠席日数と各教科の評点ともに 1・2・3 年次すべての分を記載する²⁷。対して富山県の公立高校一般入試では、筆記試験の点数と調査書の点数を 1:1 で扱い選考する。また、調査書の 3 年次の教科の評定を 2 倍して選考に利用するため、3 年次の成績の比重が大きい²⁸。調査書の記載に関しては、欠席日数は 1・2・3 年次すべてを記載するが、各教科の評定は 2・3 年次の分しか記載されない。これらをまとめると、青森県では調査書の比重が比較的軽いため、不登校により評定が低い時期があっても筆記試験の点数次第で巻き返すことができる仕組みになっている。富山県では筆記試験の点数と調査書が同等に扱われ、しかも

²⁵ 資料は、時事通信社(1999)『内外教育』5021 号の「50 代以上は肯定的、40 代以下は懐疑的--世代間の「学校観」断絶浮き彫り--国立教育研究所が調査研究報告書」を参照。

²⁶ 『平成 31 年度青森県立高等学校入学者選抜における求める生徒像・選抜方法等一覧』青森県、<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kyoiku/e-gakyo/files/H31motomeru.pdf> (2018/12/05)

²⁷ 『平成 31 年度青森県立高等学校入学者選抜要項及び青森県立特別支援学校高等部入学者選抜要項』青森県、<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kyoiku/e-gakyo/files/H31senbatsuyoukou.pdf> (2018/12/05)

²⁸ 『平成 30 年度富山県立高等学校入学者選抜実施要項』富山県、http://www.pref.toyama.jp/cms_pfile/00017950/01162473.pdf (2018/12/05)

1年次の評定は記載されない一方で3年次の評定が重要視されるため、何年次に不登校になるかで調査書に与える影響が大きく異なる。このように県によって公立高校の選抜方法は異なっており、その他の県でも様々な選抜方法が用いられている。また、私立高校であればその高校ごとに異なる選抜方式を採っている。高校受験は非常に地域差のあるものであり、それぞれの都道府県や高校に合わせた情報を持つていなければならない。特に、中学不登校生徒の高校受験に関する情報というのは地方には多くはなく、在籍中学校や適応指導教室などで得られる情報が非常に貴重である。中学校や適応指導教室と繋がりを持つことは、地方の中学不登校生徒が高校進学を考える上でも重要なことなのである。

4. 青森県と富山県の中学不登校生徒の進路

本章では3章から得た知見を参考に、青森県と富山県の中学不登校生徒が中学卒業後どのような進路を選択するのか、そしてその進路を選択するとどのような状況に置かれるのかの2点を明らかにする。本章1節では高校へ進学する場合について、まずインタビューを基に進路の詳細を確認する。そして、中学不登校経験者の高校中退率の高さを考慮し、高校を卒業するか中退するかに着目して「その後」を考える。本章2節と3節では、高校に進学しなかった者や高校中退後に再就学を行わなかった者、すなわち早期離学者の「その後」について、地方の中卒者が直面する厳しい状況に触れつつ述べていく。

日本社会の高学歴化が進み高校進学が当然とされる中、中学卒業後高校へ進学をしない者の存在はますます見えにくくなっている。しかし、中学不登校生徒の中には高校へ行かないという選択をする者も一定数存在するのであり、そういった存在も含めて地方の中学不登校生徒の進路を細かく見ていくことが本章の役割である。

4. 1 高校進学

4. 1. 1 どんな高校へ進学するのか

A 適応指導教室と B 適応指導教室、そして参考として全国の適応指導教室在籍者の中学卒業後の進路をグラフで示したのが図 4-1 である²⁹。まず、A 適応指導教室と B 適応指導教室どちらにおいても、高校を主として何らかの学校へ進学する者が 93%から 95%を占めている。全国の適応指導教室在籍者の高校等進学率は 95%であり、高校等進学率にはほぼ差はない。2013 年度以降、中学校卒業者に占める高校等進学率は 98%を超えており¹¹、

²⁹ 公立全日制高校を受験する際は調査書と筆記試験どちらも重視されるため、中学不登校生徒にとっては公立全日制高校への進学ハードルが高いこと、そして青森県と富山県では私立全日制高校は全入状態にある高校が多いこと(インタビューより)から、A 適応指導教室と B 適応指導教室で得たデータについては、全日制高校進学者を公立と私立で分け集計した。「全国の適応指導教室における進路」グラフにおいては、当該調査で公立と私立の区分がなされていなかったため、そのまま引用した。また、A 適応指導教室と B 適応指導教室のデータ元となる人数が 40 人前後と少ないため、あくまで参考値であることに注意が必要である。

その値より若干低いものの、適応指導教室在籍者にとっても高校等進学は自然な選択肢となっていることが分かる。一方、全国の中学不登校生徒全体を対象とした「不登校に関する実態調査」³⁰では、高校等進学者が 85.1%であり、全国の適応指導教室在籍者の進路と比較すると 10 ポイントほど低い³¹。このことから、中学不登校生徒の進学率に大きく影響を与えるのは地域ではなく「適応指導教室をはじめとした不登校支援機関を利用しているかどうか」だと考えられる。ここにはさらに 2 つの要因があると推測される。1 つは、支援機関を利用することができる生徒は体力・気力があるため、進学にも前向きな姿勢であるという要因であり、もう 1 つは、支援機関による学習や情報提供の支援が進学に必要な能力を高め、生徒を進学する方向に水路付けているという要因である。この 2 つが相互に作用し、結果として適応指導教室在籍者と中学不登校生徒全体の高校等進学率の差に繋がっているのではないだろうか。ここで懸念されるのが、不登校支援機関の多寡が高校等進学率に影響する可能性である。3 章 3 節で述べたように、適応指導教室やフリースクールの設置数は地域によって差がある。これらの機関を利用できない地域に住む中学不登校生徒は、高校進学の際の障壁がより多くなると考えられる。A 適応指導教室でのインタビューにおいても、正確な数は把握していないが、青森県町村部には高校受験をせず家にこもっている者が相当数おり、町村部の方がより厳しい状況にあるという話があった。支援機関を利用しない(できない)中学不登校生徒の存在は可視化されにくいがゆえに、さらに現状が厳しくなっている可能性が高い。

次に進学先の課程区分に着目すると³²、B 適応指導教室在籍者の進路は全国の適応指導教室在籍者の進路とよく似ており、全日制高校と定時制・通信制高校の進学割合がおおむね同じという結果である。A 適応指導教室に関しては、定時制高校進学者が約半数を占めることが特徴である。この理由には、A 市内にある定時制高校と A 適応指導教室の結びつきが強いことが考えられる。互いに見学会や情報交換をしており、通室生にとってその高校は馴染みが深い。A 適応指導教室からの進学者が 1 番多いのがその高校だという。

A 適応指導教室と B 適応指導教室ともに県立全日制高校へ進学する者は非常に少なく、それぞれ 39 名中 4 名、46 名中 6 名である。県立全日制高校の一般入試の際は調査書と筆記試験の点数が選考対象となるが、どちらも中学不登校生徒は合格可能な水準にない場合が多く、進路として選択肢に入りづらい。そのため、選考基準が緩やかである私立全日制高校か、同じく選考が緩やかかつ通学時間や通学回数が全日制高校に比べ柔軟である定時制・通信制高校が地方の中学不登校生徒の有力な進学先となる。大西(2011)が福井県の定

³⁰ 『「不登校に関する実態調査」～平成 18 年度不登校生徒に関する追跡調査報告書～(概要版)』不登校に関する追跡調査委員会,http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1349956.htm (2018/12/05)

³¹ 文部科学省(2009)『高校生活及び中学校生活に関するアンケート調査』(https://www8.cao.go.jp/youth/kenkyu/school-life/pdf_index.html (2019/01/26))においても、2004 年度に中学 3 年生で不登校であった者の高校等進学率は 83.6%に留まっている。

³² 文部科学省(2018)『学校基本調査』(http://www.mext.go.jp/component/b_menu/other/_ics_files/afieldfile/2018/08/02/1407449_2.pdf (2018/12/05))によれば、高校生全体では、全日制課程在籍者が 3,150,865 人、定時制課程在籍者が 85,276 人、通信制課程在籍者が 186,580 人であり、全日制課程で学ぶ者が 9 割を占める。

時制・通信制高校を対象に行った調査によれば、定時制・通信制高校ともに入学者の約半数が中学時に不登校を経験していた。定時制・通信制高校は地方の中学不登校生徒の受け皿として機能していることが分かる。

4. 1. 2 高校を卒業して進学・就職する場合

平成 18 年度に中学校を卒業し高校へ進学をした中学不登校生徒のうち、約 81%が高校を卒業している³⁰というデータがある。多くの中学不登校生徒はその後高校を卒業することができているのであり、概して環境の変化はよい影響をもたらすと言えよう。高校卒業後には中学での不登校経験が進路選択の中でハンディキャップとなることもないため、一般的な進路選択と同じように、大学などの高等教育への進学か就職かを選ぶこととなる。

高卒就職における県外就職率は都道府県によって大きく差がある。2017 年度に高校を卒業した者の県外就職率は、青森県では 43.3%(全国 1 位)、富山県では 5.9%であった³³。この数値の差には、それぞれの県の産業構造が関係している。青森県は労働力需要が小さく、求人を中心にサービス業であり、富山県は労働力需要が大きく、求人を中心に製造業である。(久世 2011)よって、青森県では労働力は他県へ流出せざるを得ず、富山県では労働力は県内に残留しやすくなる。

大学進学においては、2014 年度のデータでは青森県は 35.5%、富山県は 18.2%が地元大学へ進学している。(労働政策研究・研修機構 2015)大学進学者のうち青森県では 3 人に 1 人、富山県では 5 人に 1 人しか出身県に残らないのである。これらをまとめると、青森県では高卒後の進学・就職両方、富山県では特に進学の際に地域移動の選択を迫られる。

「大都市出身者には、出身地の近郊に豊かな教育と就業の機会があるのに対して、地方出身者は、地域間移動を経なければ、それらの機会にアクセスできない」(石黒 2012:4)という状況は、中学での不登校経験を経て高校を卒業する者にも等しくのしかかる。

4. 1. 3 高校を中退する場合

中学で不登校を経験した者の高校中退率は 14%であり³⁰、ここ 10 年の高校生全体の中退率が 1~2%で推移している¹ことを考えれば、中学不登校経験者がその後高校を中退する可能性の高さは無視できない。「高学歴化する今日の日本社会では、高校卒業資格は社会に出ていくための最低限の資格」であり、「高校を中退すると学校教育への復帰や労働市場参入に大きく制限される傾向にある」(横井 2015:92)ため、高卒資格を持たないまま社会に出ることは大きなハンディキャップを背負うことを意味する。

高校中退者が高卒資格を得るための手段には、高等学校卒業程度認定試験がある。これは、「様々な理由で高等学校を卒業できなかった者等の学習成果を適切に評価し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があるかどうかを認定するための試験」³⁴である。合格

³³ 『学校基本調査 高等学校卒業者の就職先別県外就職者数』 e-Stat, <https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00400001&tstat=000001011528&cycle=0&tclass1=000001117475&tclass2=000001117476&tclass3=000001117492&tclass4=000001117493&tclass5=000001117497&second2=1> (2018/12/05)

³⁴ 『高等学校卒業程度認定試験(旧大学入学資格検定)』 文部科学省, http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shiken/ (2018/12/05)

者は大学・短大・専門学校を受験資格が与えられ、また高校卒業者と同等以上の学力がある者として認定され、就職や資格試験等に活用することができるという制度である³⁵。国語・地理歴史・公民・数学・理科・外国語の筆記試験を受験し、全科目で合格すれば高等学校卒業程度認定試験合格者となる。また、高校でいくつか単位を修得したのち退学して高等学校卒業程度認定試験を受ける場合は、修得単位によっては受験科目を免除することができる。2018年8月に行われた試験では受験者10,815人のうち4,526人が合格しており³⁶、それほど難易度の高い試験ではない。しかし不登校経験者は学力が低いことも少なくなく、高等学校卒業程度認定試験の合格は高いハードルである。青砥(2009:80)によれば、小・中学校で不登校だった者や高校中退者の中には、算数の抽象度が上がり難解になる「9、10歳の壁」を超えられないままの者が多いという。また、古賀(2015:57-58)が東京都の高校中退者を対象に行った調査では、高校中退後の就学・学習の進路において高等学校卒業程度認定試験などに向けて「独力で勉強している」者が一番多かった。その他の「資格取得のための講座」や「サポート校」³⁷などの多様な学び場・居場所を活用する者は、情報の乏しさや費用の高さから極めて少なかった。東京都でも独学の者が多いということは、多様な学びの場が少ない地方では独学の者がより多いと推測される。つまり、地方では不登校時には支援機関の乏しさから学習支援を受けにくく、学力が身につかないまま中学を卒業してしまい、その後に高等学校卒業程度認定試験受験や再就学をしようとしても学習の手段が限られているという状況にある。

高校中退者の就職については、最終学歴は中卒であるため中学卒業後高校に進学せず就職する者と同じ状況と考えられる。そのため詳細は本章2節に譲る。

4. 2 就職

高校等進学率が100%近い現在、中学卒業後に就職する者はわずか0.2%しかおらず¹¹、中学卒業後の就職は珍しいケースとなっている。しかし、中学で不登校を経験した者が高校へ進学をせず就職をした割合は6.0%であり³⁰、中学生全体よりも中学不登校生徒のほうが中学卒業後の就職という選択は身近なものとなっている。

4. 2. 1 早期離学者の就労形態と就労支援

中学卒業後に高校へ進学せず就職する者や高校を中退して就職する者にとって、最終学歴が中卒という事実は働く際の足かせとなる。横井・伊藤・横関(2018)が北海道の高校中退者を対象に行った調査では、高校中退後に働いている31人のうち正規雇用で働いているのは3人のみであった。青砥(2009)も高校中退者がほとんど正規雇用に就けていないこ

³⁵ ただし、最終学歴が高校卒業となるわけではなく、あくまで高校卒業と同等であると認定されるだけであることに注意が必要である。

³⁶ 『平成30年度第1回高等学校卒業程度認定試験実施結果について』文部科学省,http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/30/09/_icsFiles/afieldfile/2018/09/18/1409297.pdf (2018/12/05)

³⁷ 通信制高校に通う生徒や高等学校卒業程度認定試験合格のために勉強している者などの学習面・生活面などを支援する学校。学校教育法で定められた法的な学校ではない。(『サポート校とは』通信制高校ナビ,<https://www.tsuushinsei-navi.com/support/supportkou.php> (2018/12/05))

と、また、正規雇用だとしても雇用条件が劣悪な名ばかり正社員状態の多さを指摘している。それどころか、アルバイトさえも中卒だと雇ってもらえないことがあるという。早期離学者は非正規雇用でも仕事があるだけよい方なのである。これには「学校経由の就職」(本田 2005:17)が関係している。「学校経由の就職」とは、学校が生徒・学生の就職先決定に大きく関与している就職システムのことである。このシステムを利用できない中卒者・高校中退者の就職は厳しいものとなるが、その状況は都市・地方問わず共通している。(労働政策研究・研修機構 2009)

早期離学者の就職支援機関については、地方ではハローワークをはじめとした公共機関が重要な役割を果たしている。(労働政策研究・研修機構 2009)しかし、飯島・濱沖(2014)は、早期離学者の年齢や高卒資格がないことからハローワークの求人条件に合わず就職できなかつたり、就職相談などを行っている地域若者サポートステーションへハローワークからの仲介がなされていなかたりする場面があることを指摘している。また青森県のハローワークでは、地域若者サポートステーションとの連携で高校中退者の支援を行っているが、利用数は少ないという。(労働政策研究・研修機構 2015)地方ほど公共の就職支援機関の果たす役割が大きい一方で、支援機関同士の連携に乏しかつたり、支援機関の利用数が伸びなかつたりと、早期離学から正規雇用の職を望む者への支援にはまだまだ課題が多い。こういったことも早期離学者の非正規雇用率の高さにつながっていると考えられる。

4. 2. 2 正規雇用への移行の難しさ

早期離学者には非正規雇用者が多く、不安定な就業を強いられている。非正規雇用から正規雇用への移行を望む者も少なくないはずだが、その移行には困難が伴う。

「過去 1 年間に非典型雇用を離職した者の正社員への移行状況」³⁸によれば、基本的に学歴が高いほど正社員への移行率も高くなっている。特に男性でその格差は大きく、2007 年には中卒男性(18.8%)と大卒男性(36.5%)の間に約 2 倍の開きがある。中卒者は一度非正規雇用になると正規雇用へ転換することが非常に難しい。そんな中、正規雇用への移行手段の 1 つとして考えられるのが「内部登用による正規雇用への移行」である。小杉(2007)は「若者のワークスタイル調査」を参照し、正社員への内部登用制度について言及している。内部登用とは、アルバイトや契約社員のうち一定の条件を満たした者を正社員に登用するなどの制度であり、こういった制度がある企業は少ないという。しかし、この制度を利用して実際に正社員となった者は非常に少なく、内部登用の制度があるからといって正社員になれるわけではない。

地方という観点から見ると、学校中退者(ここでは高等教育中退者も含まれている)において、都市よりも地方のほうが長期の無業・非正規雇用経験率が高いという。(片山 2018)その理由には、アドバイスや情報の提供、相談相手などのパーソナル・ネットワークの蓄積が地方では薄いことが挙げられている。様々な資源の乏しさが、地方の早期離学者の非正規雇用や無業からの移行を難しくしているのである。そしてネットワークという点では、不登校経験者は友人関係が希薄になりやすいことにも注意が必要である。学校は友人を得

³⁸『生活困難を抱える男女に関する検討会報告書—就業構造基本調査・国民生活基礎調査 特別集計—』内閣府男女共同参画局,<http://www.gender.go.jp/research/kenkyu/konnan/pdf/seikatsukonnan.pdf> (2018/12/05)

る場としての機能を持っており、学生時代の友人と卒業後も交友関係を持つ者は多い。しかし、不登校の経験はそういった友人との交友関係が切れるきっかけになったり、新しい友人を作る機会を喪失したりすることに繋がる可能性がある。これは高校という人との出会いの場を持たない高校非進学者・中退者においても同様である。地方であるがゆえのネットワークの薄さと、不登校・早期離学経験を持つがゆえの友人関係の縮小が重なり、学校を経由しない就職をする際に重要となるパーソナル・ネットワークを利用することが難しくなる。

4. 3 無業

本節では、中学卒業後に進学も就職もしない無業者について述べる。無業者は、就学や就労に向けて何らかの行動を起こしている者とひきこもり状態の者の大きく2つに分けられる。どちらの層も学校や職場という所属を持たないため、それぞれの状況の把握が難しいという問題がある。

無業者の中でも特に困難な状況にあると考えられるのが、ひきこもり状態にある者である。「ひきこもりに関する実態調査」³⁹によると、ひきこもり群のうち、小・中学生時に不登校の経験がある者が23.7%を占めた。一般群の不登校経験は5.4%である。ひきこもり状態となった年齢は15~19歳が25.4%で最多であった。このことから、不登校からひきこもりへの移行の多さや、ひきこもりになりやすいのは中学卒業後の年齢であることが分かる。こういった層を把握しケアする機関が必要であるが、若年無業者やフリーターを支援する取り組みの多くは就労支援が中心で、就労まで距離のあるひきこもり状態の者向けの支援が少ない(本間2006)ことや、2・3章で述べてきたような交通手段・居場所の乏しさや保守的な価値観などの地方特有の環境もあいまって、地方のひきこもり状態の無業者はひきこもりから抜け出し就学・就労に向かうことがより難しい。また、本章2節2項で述べた、不登校経験ゆえの交友関係の乏しさは中学での不登校を経てひきこもりにある者にも深く関係する。特に中学不登校時に支援機関を利用せず(できず)家にこもっていた者は、適応指導教室などで同世代の者と関わる機会を持たず、ほとんど交友関係が広がらない。そして中学卒業後にそのままひきこもりへ移行してしまうと、交友関係の乏しさによりひきこもりからの脱出が難しくなり、ひきこもりが続くことで新しい交友関係が生まれずさらにひきこもりから抜け出せなくなる、という負の連鎖が生じる。こういった連鎖を防ぐためには、中学不登校時に何かしらの支援機関に繋がっていることが重要だろう。そのためには、支援機関の少ない地域でもなんとかひきこもり状態にある中学不登校生徒に支援が届く体制を作り、社会との繋がりを持たせることが望まれる。

³⁹『若者の意識に関する調査(ひきこもりに関する実態調査)Ⅲ調査の結果』文部科学省,<http://www8.cao.go.jp/youth/kenkyu/hikikomori/pdf/s3.pdf> (2018/12/05)

5. 地方の中学不登校生徒への支援のあり方・改善策

3・4章では、地方で不登校の状態にある中学生の現状とその後の歩みについて述べてきたが、彼らが直面する状況は決して明るいものではなかった。地方では中学不登校生徒が通うことのできる不登校支援機関が少ないために自分の居場所を持ちにくい。同時に、不登校支援機関で行われる学習支援を受けることも難しくなり、それによって高校進学などに必要となる学力が身につけにくくなる。不登校支援機関があったとしても、そこへのアクセス手段の確保が課題である。中学卒業後もひとたびドロップアウトしてしまえば、地方には再就学に必要な学力を身につける場は少なく、就職する場合も中卒で正規雇用の職に就くことは難しい。このような現状を踏まえて、本章では地方の中学不登校生徒がよりよい毎日を送るために必要な支援や改善策を、「居場所」と「学習支援」と「家庭との繋がり」の3つの観点から考えていく。本稿では中学不登校生徒に焦点を当てているため本章でもそのように記述していくが、以下の支援・改善策は小学校や高校の不登校児童生徒にも有効な策となりうることは付言しておく。

5. 1 居場所の確保

地方の中学不登校生徒のために一番必要な支援は、この「居場所の確保」であろう。教育機会確保法が施行され、「学校以外の多様で適切な学習活動の重要性」を国が認めたが、学校以外の多様な場に乏しい地域にとってはこの法律はまだまだ遠い話に感じられる。3章で引用した本山(2011)による不登校支援機関の多寡の調査や、濱野(2002a)による鳥取県・鹿児島県・東京都の不登校支援機関を比較した調査からは、学校以外に居場所機能を果たしうる機関がほとんどなく、選択肢の多様性どころか選択肢そのものがない(濱野2002a:188)地域の存在が確認される。理想を言えば、当該地域に公的支援機関と民間支援機関の両方が複数存在し、それらの中から中学不登校生徒やその保護者が自分に合う場所を選ぶことができるのが最も良い状態である。しかし、小規模な自治体では人口が少ないことから民間による不登校支援の担い手が少なく、人口と比例して不登校児童生徒も少ないために公的支援機関を設置する必要性が低いと見なされ、設置に繋がらないこともある。そういった自治体においては近隣自治体との連携を行い、地域を超えて不登校支援を受けられるようにすることが方策の1つである。そして教育機会確保法が施行された以上は、まずは各自治体に適応指導教室が設置されるように国は財政的支援を含め積極的な姿勢をとることが求められる。人口が少なく民間支援の担い手がいない地域では、必然的に公的機関による支援の重要性が高くなるのであり、そのことを国や自治体は認識する必要がある。また、公的支援機関へのアクセス手段の確保方法も合わせて考えるべきである。「行く居場所がない」のではなく、まずは居場所へ「行く」「行かない」が選べる段階まで環境を整えることが、地方の中学不登校生徒の生活のために最低限必要なことである。

ここで、中学不登校生徒の新しい居場所として提案したいのが「公民館」である。「社

会教育調査」⁴⁰によると、2015年における全国の公民館は14,841館あり、2014年の利用者は約1億9千万人である。館数・利用者数ともに年々減少はしているが、それでも非常に多くの公民館や利用者が存在している。現在日本には1,724の自治体が存在する⁴¹ことから、公民館というのは多くの人にとって身近な施設だと推測される。片野(2015)によれば、公民館は社会教育法のもと、住民の学ぶ権利を保障するために設置されている社会教育機関である。そして、公民館活動への参加という視点から、住民は7つの層に分けられるという。第1の層はあらゆる活動に積極的に参加する人、第2の層は人に勧められて活動に参加する人、第3の層は関心のある活動だけに参加する人、第4の層は関心はあるが物理的に参加ができない人(仕事や子育てに忙しい人など)、第5の層は課題を抱えているにもかかわらず、その課題を解決することと公民館の活動が結びつかない人(将来の展望が持てない若者や貧困層、いじめ・不登校・ひきこもりで悩む人、障害者、一人暮らしで孤立する高齢者など)、第6の層は公民館に関するチラシは見るが活動に参加しようとは思わない人、第7の層は公民館のことに全く関心がない人である。この中で公民館が学びの中心に据えなければならぬのは、第4と第5の層であり、ニーズや参加意欲が公民館利用に結びつかない人たちを利用につなげていくことが現代的課題であるという。

これらのことを考えると、地方の不登校の子どもたちの居場所として公民館を利用することは非常に実現可能性の高い方策ではないだろうか。公民館は全国に数多くある施設であるからアクセスが比較的容易であるし、公民館は原則無料で利用できるから費用面の心配も不要である。誰が公民館で不登校の子どもを見守るのか、様々な世代が利用する施設であるがゆえに不登校への風当たりが強くないかなどの問題点はあるが、3章で述べた「富山型デイサービス」の考え方を援用し、様々な年齢・背景・属性を持った人たちが共存できる場として公民館が機能することが望ましい。地方の中学不登校生徒が学校と家以外の居場所を持つ手段として、公民館という選択肢はもっと検討されてもよい。

5. 2 中学在学中から中学卒業後にわたる学習支援

中学不登校生徒の学習の遅れは、学校復帰や高校受験の際の大きな課題となる。多くの中学不登校生徒の学習の遅れを教員たちが感じているが、その一方で学習意欲を持つ中学不登校生徒も少なくない(塚本・中原 2007)。そういった生徒へ支援をしていく必要があるが、学習支援を行う不登校支援施設や塾に乏しい地方では学習の遅れをカバーすることが難しいのが現状である。また、様々な事情で高校卒業ができなかった者たちが再就学をするための学習の場も少ない。そこで、地方において中学不登校生徒たちが学習機会を得るための方策を2つ述べる。

1つめは、ITを活用した学習支援である。広瀬(2010)によれば、2003年の調査研究協力者会議の報告において初めて不登校児童生徒に対するITによる学習支援の必要性が記載

⁴⁰ 『社会教育調査—平成27年度結果の概要 II 調査結果の概要』文部科学省,http://www.mext.go.jp/component/b_menu/other/_icsFiles/afieldfile/2017/04/28/1378656_03.pdf (2018/12/05)

⁴¹ 『市区町村数を調べる』e-Stat,<https://www.e-stat.go.jp/municipalities/number-of-municipalities> (2018/12/05)

された。2005年には、文部科学省が、不登校児童生徒がITを用いた学習活動を行った際に指導要録上の出席扱いにできるという通知を出した。ITを活用した学習活動とはインターネットや電子メールなどを利用した学習活動を意味し、保護者と学校の十分な連携や、対面による指導も適切に行われることなどが要件とされている。非常に画期的なシステムではあるが、ITを利用して指導要録上出席扱いとなった小学・中学不登校児童生徒は2017年には149人⁴²と、不登校児童生徒の中のごく一部である。もちろん、出席扱いにはなっていないがITを活用した学習を行っている者もいるであろうが、まだまだ発展途上の学習支援の形と言える。このようなITを活用した学習支援が地方において有効だと考えるのは、家においても学習支援が受けられるという理由からである。幾度も述べたように、不登校支援機関や塾に乏しい地域では学習支援を受けたくても受けられない。また、様々な理由から支援機関を利用しながらいない者もいるはずで、こういった中学不登校生徒にとって家にいながら勉強の指導を受けられることの意義は大きい。しかしITを活用した学習には問題も多数ある。問題点として、自治体が自主的に作成・運営している学習ソフトは存在するが⁴²、全国の不登校児童生徒が画一的に利用可能な学習支援ソフトが存在しないこと(塚本・中原 2007)や、モチベーションの維持が難しいこと、教える側と子どもの人に人間的なつながりが構築しにくく、それが質問などのやり取りのしづらさに繋がること(広瀬 2010)が挙げられている。加えて、インターネット環境の有無や整備も重要である。ITを活用した学習をもっと拡大し利用へつなげていくためには、全国的に利用できる学習ソフトの開発・システムの構築や、その支援を行う者への研修が必要である。また、出席扱いになることではなく学力を身につけることを優先して考えるならば、民間の通信教育や学習アプリを利用するのも一つの手である。これらを使えばパソコンやスマートフォンで手軽に勉強ができる。あとはどれが使いやすいものなのか、安価に使えるものなのかなどの情報がさらに集積・周知されれば、中学不登校生徒にとってより利用しやすい勉強手段となるだろう。

2つめの学習支援方策は、夜間中学⁴³である。夜間中学とは、公立の中学校で夜の時間帯に授業が行われる学級のことをいい、現在は8都府県に31の公立夜間中学が設置されている。民間が運営している自主夜間中学も161の市区町村に存在する。夜間中学に通う者は、戦後の混乱期に学校に通えなかった人や、外国人、不登校や病気により適切な学力が身につかないまま中学を卒業した者など、年齢や国籍まで様々である。昼間の中学で不登校状態にある者が夜間中学に通うこともできるが、現在はそのような生徒が在籍している公立夜間中学はないという。夜間中学の注目すべき点は、不登校のまま中学を卒業した者の学び直し場として利用できる点である。適切な学力が身につかないまま中学を卒業すると、早期離学に繋がったり、高校での進級が困難になったり、働く上で必要となる一般常識が不足してしまい就労が難しくなったりするなどの問題が発生しやすくなる。中学卒業レベル

⁴² 『つくばチャレンジングスタディ』茨城県つくば市,http://estudy.tsukuba.ed.jp/login_cs.aspx?ReturnUrl=%2f (2018/12/05)

⁴³ 『さまざまな事情により、中学校で勉強することができなかった人へ 「夜間中学」を知っていますか?』政府広報オンライン,<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201601/1.html> (2018/12/05)

の学力を身につけることは生きる上で非常に重要であり、中卒者や義務教育未修了者が学ぶことのできる数少ない場として、地方においても夜間中学への期待は大きい。現在は現役中学生が公立夜間中学に通うケースはないが、今後公立夜間中学が拡大していけばそれも現実のものとなるかもしれない。不登校の子どもは昼夜逆転してしまっている場合も多く(藤岡2005)、そういった子どもにとって夜間に勉強ができるというのは1つの強みとなるだろう。教育機会確保法第14条には、全ての地方公共団体に夜間中学における就学機会の提供等の措置を講ずることを義務付ける旨が記載されている⁴⁾。つまり、新たな公立夜間中学の設置や、受け入れ対象の拡大が求められているのである。法律として定めた以上、まずは全都道府県に公立夜間中学を設置することを目標として国や各自自治体が積極的に動くことを期待したい。

5. 3 家にこもる中学不登校生徒との繋がり

居場所として利用できる場が少ない地方では、やむを得ず家にいるしかない中学不登校生徒が存在する。また、不登校支援機関を利用する気力がなく、ひきこもり状態で家にいる中学不登校生徒もいる。そういった家にこもる中学不登校生徒を把握し、どのようなニーズを持っているかを知ることが必要である。不登校と一口に言っても、焦燥感・自己嫌悪感に苛まれる苦悶期、徐々に元気が出てきて生活リズムが整い、勉強などに意欲的になる回復期、適応指導教室や教室などに少しずつ通えるようになる不安定登校期など様々な時期がある(藤岡 2005)。時期によって必要な支援は異なるから、家にいる中学不登校生徒がどのような時期にあり、どんな手助けや情報があれば本人のためになるのかを担任教師などの周囲の支援者が継続的に把握しなければならない。また、家にこもる中学不登校生徒がいる家庭と繋がりを持つことは、不登校である子ども本人だけでなく周囲からの視線を受ける保護者、特に母親が孤立することを防ぐことにもなる。加えて、中学を卒業してしまえば繋がりが途切れてしまうことを考慮し、中学卒業後にも利用できる若者支援機関などの情報をしっかりと伝えておくことも必要である。

家にこもる中学不登校生徒への支援として注目すべきは、福井大学と福井市教育委員会が共同で行っている「ライフパートナー事業」⁴⁴⁾である。これは、講習を受けた福井大学の学生が派遣依頼のあった家庭や学校を訪問し、「よき相談相手」として児童生徒の自立を支援するという事業である。1993年の開始以来、25年にわたって続いている。(大西2011)広瀬(2010)によれば、家庭訪問の場合は、学生が2人1組で家へ行き、週1回、2時間ほど過ごす。期間は3か月が区切りとなっているが、相性が合えば延長も可能となっている。学生を派遣するのは福井市だけでなく隣接している5市も対象となっている。不登校の子どもの中には教師との不和から不登校になった者もいて、大人と関わることを避ける場合がある。そういった子どもにとっては、大学生という比較的年齢の近い人とのほうが話しやすく信頼関係を築きやすい。ライフパートナー事業が福井県という地方の県で長く続いているということから、その他の地方自治体でもこのような事業が実施されれば

⁴⁴⁾『ライフパートナー(大学生による支援活動)』福井市教育委員会チャレンジ教室,<http://www.fukui-city.ed.jp/challenge/contents/lifepartner.html> (2018/12/05)

効果を上げることができると予想される。

5. 4 地方の中学不登校生徒が生きていくために

本章で述べてきたのは地方の中学不登校生徒に対する具体的な支援策だが、地方そのものの活性化も不登校の子どもを始め地方に住む全ての人のために重要なことである。地域の人口が減れば、店や交通機関、学校、病院、行政サービスなど、生活に必要なあらゆるものが減少・縮小していく。現在、政府は「まち・ひと・しごと創生」と称して、UIJ ターンによる起業・就業者の創出や地方大学の活性化、企業の本社機能の地方移転、地域おこし協力隊の拡充などによる地方の活性化を図っている⁴⁵。こういった政策が人口減を食い止め、不登校支援に必要な人材や情報、環境などが地方で整っていくことが期待される。

その一方で、政策の効果は一朝一夕で出るものではないのだから、こうしている間にも一人で苦しんでいる地方の不登校の子どもがいるかもしれないということを考える必要がある。今苦しんでいる子どもにはどうするべきかという視点を常に持ちながら、学校の教師やスクールカウンセラー、家族、適応指導教室をはじめとした不登校支援機関の支援者、地域住民など周囲の人が連帯を持って不登校の子どもに関わることが、その子たちを孤立させないためにできることである。また前述したような IT による学習支援や公民館の利用、家庭訪問事業などの新しい事業を取り入れることを行政には前向きに検討してもらいたい。新しいものを導入するのは簡単なことではないが、様々な資源に乏しい地方だからこそ今までなかったものに取り組み、地方の中学不登校生徒に居場所や学習の機会を与えることを目指すべきだ。制度や仕組みが変化することで不登校に対する否定的なまなざしや保守的な価値観も変わっていくであろうから、まずは政府や地方自治体が先頭に立ち新しい事業に取り組むことが求められる。

地方の不登校の子どもたちが、住む場所が地方だというだけで不登校であることを余計に思い悩んだり進学や就職で苦しんだりするようなことが減り、不登校を超えたその先の人生まで思い描けるようになるべきだ。そのためには地方の不登校児童生徒が持つ困難を把握し、地方の活性化に取り組み、居場所作りや学習支援などを行い、地方の不登校の子どもにも選択肢がある状態にすることが必要である。

おわりに

本稿では、これまでほとんど注目されることのなかった「地方の不登校」をテーマとして、その現状や困難を見てきた。地方は不登校支援機関に乏しく、それによって学校や家以外の居場所や不登校支援を受ける機会、学習支援を受ける機会が少なくなっていることが分かった。中学で不登校を経験した者はその後早期離学する可能性も比較的高いが、そ

⁴⁵ 『まち・ひと・しごと創生基本方針 2018 について』まち・ひと・しごと創生本部,<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/info/pdf/h30-06-15-kihonhousin2018gaiyou.pdf> (2018/12/05)

の場合、地方では再就学のための学習支援を受けることや正規雇用として働くことがより難しくなっていた。これは、不登校に限らずドロップアウトした者の環境の厳しさを物語っている。このような地方の中学不登校生徒の状況を改善するために、公民館などを用いた居場所の創出、ITを用いた学習や夜間中学の拡充、家庭訪問事業による社会との繋がり
の維持を支援策として提案した。

本稿の課題は多々あるが、一番大きな課題は、地方の不登校を主題とした文献や調査が非常に少ないためにインタビューをすることができた適応指導教室を中心とした論となっ
てしまい、適応指導教室を利用していない地方の中学不登校生徒までカバーしきれなかつ
たことである。ただ、この課題は本稿のみならず不登校問題全体の課題だと考えている。
これまで不登校の都市/地方の環境の差はほとんど語られず、不登校と言ってもその環境は
様々であるという当たり前のことが見過ごされてきた。拙い内容ではあるが、本稿が地方
という観点からの不登校問題を考えるきっかけになれば幸いである。

過去の自分の経験を思い起こしながら執筆するのは苦しさを伴う作業であった。それを
乗り越えて、地方で不登校として過ごした過去の自分に論文という形で応えられたことを
嬉しく思う。そして、今地方で悩み苦しんでいる不登校の子どもの環境が少しでも良くな
ることを願うと同時に、いつか私もその手助けができればと考えている。

最後に、快くインタビューにご協力くださった方々に深く御礼申し上げます。

参考・引用文献

- 青砥恭,2009,『ドキュメント高校中退—いま、貧困がうまれる場所』筑摩書房
朝倉景樹,1995,『登校拒否のエスノグラフィー』彩流社
阿部誠,2017,「若者が地方圏で働き暮らしてゆくために」石井まこと・宮本みち子・阿部
誠編著,『地方に生きる若者たち インタビューからみえてくる仕事・結婚・暮らしの
未来』旬報社
飯島裕子・濱沖敢太郎,2014,「高校中退経験者が抱える困難と不安—家族や公的な支援機
関との関係に着目して—」『<教育と社会>研究』24.29-40.
石井まこと,2017,「地方に生きる若者へのインタビューが映し出すもの」石井まこと・宮
本みち子・阿部誠編著,『地方に生きる若者たち インタビューからみえてくる仕事・
結婚・暮らしの未来』旬報社
石黒格,2012,「本書の目的とデータの概要」石黒格・李永俊・杉浦裕晃・山口恵子編著,『「東
京」に出る若者たち—仕事・社会関係・地域間格差—』ミネルヴァ書房
井手英策,2018,『富山は日本のスウェーデン 変革する保守王国の謎を解く』集英社
内田利広,2006,「不登校の現状とその理解」忠井俊明・本間友巳編著,『不登校・ひきこも
りと居場所』ミネルヴァ書房
内田良・長谷川哲也・上地香杜,2017,「公共図書館の地域間格差—『日本の図書館—統計
と名簿』2016年版のデータを用いた二次分析」『名古屋大学大学院教育発達科学研究

- 科紀要(教育科学)』64.169-179.
- 大西正明,2011,「不登校生徒の進路選択およびそれにかかわる学習支援に関する研究」『福井県教育研究所研究紀要』116.1-14.
- 片野親義,2015,『公民館職員の仕事—地域の未来づくりと公民館の役割—』ひとなる書房
- 片山悠樹,2018,「中退者の不安定な移行—都市/地方の違いに着目して—」『愛知教育大学研究報告.教育科学編』67(1).39-47.
- 貴戸理恵,2004,『不登校は終わらない —「選択」の物語から"当事者"の語りへ』新曜社
- 久世律子,2011,「若者問題の地域格差 —都道府県データによる分析」樋口明彦・上村泰裕・平塚眞樹編著,『若者問題と教育・雇用・社会保障—アジアと周縁から考える』法政大学出版局
- 轡田竜蔵,2011,「過剰包摂される地元志向の若者たち—地方大学出身者の比較事例分析」. 樋口明彦・上村泰裕・平塚眞樹編著,『若者問題と教育・雇用・社会保障 東アジアと周縁から考える』法政大学出版局
- _____,2017,『地方暮らしの幸福と若者』勁草書房
- 古賀正義,2015,「高校中退者の排除と包摂:—中退後の進路選択とその要因に関する調査から」『教育社会学研究』96.47-67.
- 小杉礼子,2007,「学校から職業への移行の変容」堀由喜衣編著,『フリーターに滞留する若者たち』勁草書房
- 佐々木洋成,2006,「教育機会の地域間格差—高度成長期以降の趨勢に関する基礎的検討—」『教育社会学研究』78.303-320.
- 佐藤修策,1959,「神経症的登校拒否行動の研究」『岡山県中央児童相談所紀要』4.1-15.
- 時事通信社,1999,「50代以上は肯定的、40代以下は懐疑的--世代間の「学校観」断絶浮き彫り--国立教育研究所が調査研究報告書」『内外教育』5021.5-7.
- 杉浦裕晃,2012,「地域間労働移動の実態と時系列分析」石黒格・李永俊・杉浦裕晃・山口恵子編著,『「東京」に出る若者たち—仕事・社会関係・地域間格差—』ミネルヴァ書房
- 関山徹,2018,「鹿児島県における適応指導教室(教育支援センター)の実態と課題」『鹿児島大学教育学部紀要.教育科学編』69.213-225.
- 相馬誠一,2007,「不登校とは何か」上里一郎・相馬誠一編著,『不登校—学校に背を向ける子どもたち』ゆまに書房
- 橘木俊詔,2010,『日本の教育格差』岩波書店
- 橘木俊詔・浦川邦夫,2012,『日本の地域間格差—東京一極集中から八ヶ岳方式へ』日本評論社
- 塚本光夫・中原久志,2007,「不登校生徒に対する学習支援ソフトウェアの有用性に関する調査」『熊本大学教育学部紀要.自然科学』56.37-42.
- 辻泉,2016,「地元志向の若者文化—地方と大都市の比較調査から」川崎賢一・浅野智彦編著,『<若者>の溶解』勁草書房
- 中川美保子,2006,「居場所としての適応指導教室—臨床心理学的な視点から」忠井俊明・本間友巳編著,『不登校・ひきこもりと居場所』ミネルヴァ書房
- 花井正樹,2007,「教育支援センター(適応指導教室)」上里一郎・相馬誠一編著,『不登校—

- 学校に背を向ける子どもたち』ゆまに書房
- 濱野玲奈,2002a,「社会的・文化的現象としての不登校に関する質的研究—地域社会における不登校支援機関とそのネットワークに着目して—」『研究助成論文集』38.181-189.
- _____,2002b,「地域差からみた不登校—公式統計を手掛かりに—」『東京大学大学院教育学研究科紀要』41.225-236.
- 広瀬隆雄,2010,「不登校の子どもへの学習支援をめぐる動きについて」『桜美林論考.心理・教育学研究』1.43-58.
- 藤岡孝志,2005,『不登校臨床の心理学』誠信書房
- 朴澤泰男,2016,『高等教育機会の地域格差—地方における高校生の大学進学行動』東信堂
- 保坂亨,2000,『学校を欠席する子どもたち—長期欠席・不登校から学校教育を考える』東京大学出版会
- 本田由紀,2005,『若者と仕事—「学校経由の就職」を超えて』東京大学出版会
- 本間友巳,2006,「居場所とは何か—不登校・ひきこもり支援への視座」忠井俊明・本間友巳編著,『不登校・ひきこもりと居場所』ミネルヴァ書房
- 本山敬祐,2011,「日本におけるフリースクール・教育支援センター(適応指導教室)の設置運営状況」『東北大学大学院教育学研究科研究年報』60(1).15-34.
- 横井敏郎,2015,「教育政策研究と社会的排除:早期離学問題から」『日本教育政策学会年報』22.92-101.
- 横井敏郎・伊藤健治・横関理恵,2018,「高校中退の軌跡と構造:北海道における64ケースの分析」『北海道大学大学院教育学研究院紀要』131.111-144.
- 李英俊・石黒格,2008,『青森県で生きる若者たち』弘前大学出版会
- 労働政策研究・研修機構,2009,『労働政策研究報告書 No.108 地方の若者の就業行動と移行過程』労働政策研究・研修機構
- 労働政策研究・研修機構,2015,『JILPT 資料シリーズ No.162 若者の地域移動—長期的動向とマッチングの変化—』労働政策研究・研修機構
- 鷺見たえ子・玉井収介・小林育子,1960,「学校恐怖症の研究」『精神衛生研究』8.27-56.
- 渡邊徹,2012,「わが国地方部におけるモビリティの確保問題の展開と今後の議論の方向性について」『跡見学園女子大学マネジメント学部紀要』14.191-206.
- Broadwin,I.T.,1932,"A contribution to the study of truancy"*American Journal of Orthopsychiatry*,2.253-259.
- Johnson,A.M.,Falstein,E.I.,Szurek,S.A.,and Svendsen,M.,1941,"school phobia"*American Journal of Orthopsychiatry*,11.702-711.

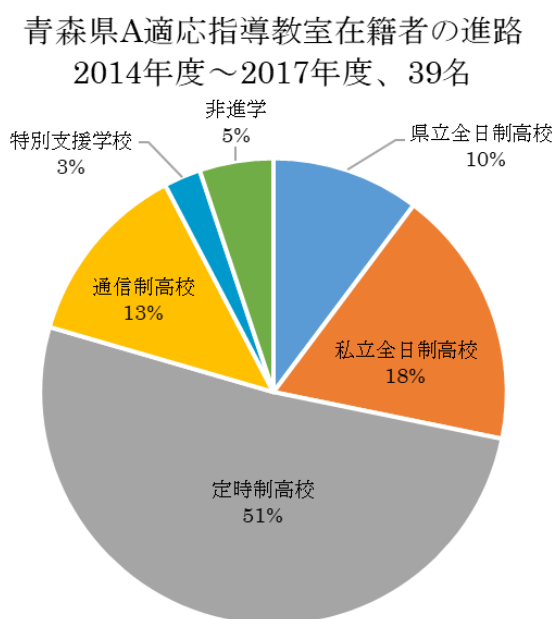
図表

表 2 - 1

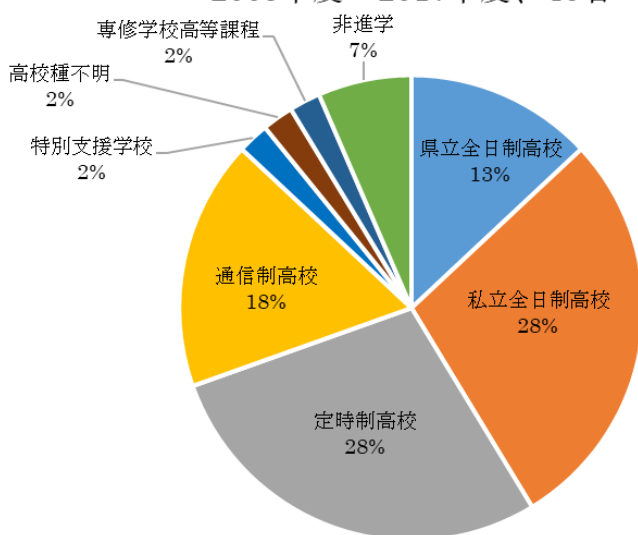
有効求人倍率	2016年8月	2018年8月	対2016年差
北海道	1.05	1.18	0.13
東北	1.3	1.53	0.23
南関東	1.48	1.65	0.17
北関東・甲信	1.31	1.62	0.31
北陸	1.5	1.88	0.38
東海	1.52	1.88	0.36
近畿	1.28	1.62	0.34
中国	1.57	1.93	0.36
四国	1.4	1.56	0.16
九州	1.24	1.48	0.24

『一般職業紹介状況(平成30年8月分)』厚生労働省, <https://www.mhlw.go.jp/content/11602000/000358751.pdf> (2018/12/05) 『一般職業紹介状況(平成28年8月分)』厚生労働省, <https://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-11602000-Shokugyouanteikyoku-Koyouseisakuka/0000137407.pdf> (2018/12/05)より筆者作成

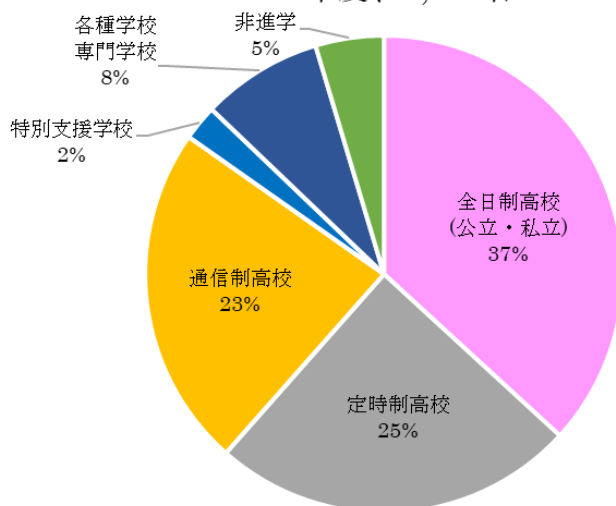
図 4 - 1



富山県B適応指導教室在籍者の進路
2005年度～2017年度、46名



全国の適応指導教室在籍者の進路
2014年度、6,390名



A 適応指導教室と B 適応指導教室のグラフはインタビュー結果より筆者作成、全国の適応指導教室のグラフは『教育支援センター(適応指導教室)に関する実態調査』文部科学省, http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/_icsFiles/afieldfile/2017/11/06/1397806_1.pdf#search=%27%E6%95%99%E8%82%B2%E6%94%AF%E6%8F%B4%E3%82%B B%E3%83%B3%E3%82%BF%E3%83%BC%28%E9%81%A9%E5%BF%9C%E6%8C%87%E5%B0%8E%E6%95%99%E5%AE%A4%29%E3%81%AB%E9%96%A2%E3%81%99%E3%82%8B%E5%AE%9F%E6%85%8B%E8%AA%BF%E6%9F%BB%27 (2018/12/05)より引用